



2023年6月22日

各位

会社名 株式会社MARUWA  
代表者 代表取締役社長 神戸 俊郎  
(コード：5344 東証プライム、名証プレミア)  
問合せ先 取締役 森下 由紀子  
(TEL. 0561-51-0841)

## 譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度の導入 及び譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）を導入するとともに、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2023年9月25日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 700株
(3) 処分価額	1株につき20,940円
(4) 処分総額	14,658,000円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の従業員 59名 590株 当社子会社の従業員 11名 110株

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員及び当社子会社の従業員（以下、「対象従業員」と総称します。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入することを決議しております。なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

対象従業員は、本制度に基づき当社又は当社子会社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象従業員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象従業員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象従業員の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象従業員の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計14,658,000円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式700株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を3年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象従業員70名が当社又は当社子会社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。なお、本割当株式の引受けの申込みについては、対象従業員の任意としており、本割当株式は当該引受けの申込みを希望する対象従業員にのみ割り当てられることとなり、本金銭債権は、本自己株式処分において、現物出資財産として払い込むことを条件として支給されます。当社と対象従業員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

2023年9月25日～2026年9月24日

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

#### (3) 当社による無償取得

対象従業員が、譲渡制限期間中に、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退職した場合、法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点の直後をもって、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全部について、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、当然に無償で取得する。

#### (5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式を活用したインセンティブとして支給された金銭債権を現物出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年6月21日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である20,940円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以上